

議第17号

平成31年度滋賀県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度滋賀県の水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 市 町 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町および竜王町
- (2) 年間総給水量 48,422,166立方メートル
- (3) 1日平均給水量 132,301立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 水道用水供給事業収益		千円 5,089,100
	1 営 業 収 益	4,799,110
	2 営 業 外 収 益	289,990

支 出

款	項	金 額
1 水道用水供給事業費用		千円 4,455,600
	1 営 業 費 用	4,138,466
	2 営 業 外 費 用	317,134

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,894,000千円は、減債積立金 474,293千円、過年度分損益勘定留保資金 1,321,088千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調

整額98,619千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 105,000
	1 補 助 金	105,000

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 1,999,000
	1 建 設 改 良 費	1,214,927
	2 企 業 債 償 還 金	746,587
	3 固 定 資 産 購 入 費	37,486

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道用水建設事業 〔吉川浄水場耐震対策〕 〔その1工事〕	平成32年度から 平成34年度まで	4,619,130千円
水道用水建設事業 〔吉川浄水場耐震対策〕 〔工事現場技術業務〕	平成32年度	16,000千円
水道用水改良事業 〔蒲生日野ライン鑄物師〕 〔2工区管路更新工事〕	平成32年度	59,000千円
水道用水改良事業 〔馬渕浄水場排水処理〕 〔設備更新工事〕	平成32年度	675,000千円
水道用水改良事業 〔水口浄水場排水処理〕 〔設備更新工事〕	平成32年度	675,000千円

事 項	期 間	限 度 額
水 道 用 水 改 良 事 業 〔朝国導水ポンプ場〕 〔電動機更新工事〕	平 成 32 年 度	378,000千円
管 路 点 検 業 務	平 成 32 年 度	21,490千円
浄 水 場 運 転 管 理 業 務	平 成 32 年 度	5,104千円
吉川浄水場排水処理施設 運 転 管 理 業 務	平 成 32 年 度	5,591千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 490,464千円

(2) 交 際 費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,170千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成31年2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造